資料4 社会保障給付費の範囲について

1 日本における社会保障の規模を表す指標

日本で、現在使用されている社会保障の規模を表す指標には以下のようなものがある。

<u>国民経済計算</u>

内閣府が推計しているもので、国民経済計算体系(SNA)の基準に準拠したもの。その中で社会保障に関する支出は「社会給付」という項目であり、「病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して<u>家計に支払われる経常移転</u>」と定義されている。「現金による社会保障給付」「年金基金による社会給付」「社会扶助給付」「無基金雇用者社会給付」「現物社会移転」、の五つに分類している。

<u>社会保障関係費</u>

国の一般会計予算における社会保障関係の経費をあらわしているもの。「年金医療介護保険給付費」「生活保護費」「社会福祉費」「保健衛生対策費」「雇用労災対策費」から成り、毎年度の予算編成とあわせて、財務省主計局が集計。給付費以外に施設整備費や事務費を含んでいる。

社会保障給付費

国立社会保障・人口問題研究所が、ILO基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。 給付費のみを含み、管理費等は給付総額には含まれない。

社会支出

国立社会保障・人口問題研究所が社会保障給付費統計の中で、参考としてOECD基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。保健や積極的労働市場政策の分野について は管理費等を含む。

社会保障関係総費用

総理府社会保障制度審議会事務局が集計・発表していたもので、<u>ILO基準よりも対象となる制度の範囲が広い。給付費以外に施設整備費や事務費を含む。</u>(平成9年度まで算出されていたが、現在は算出されていない)

(参考)日本の「社会保障関係総費用」における 社会保障概念とその区分

日本では、平成9年度まで、社会保障制度審議会の勧告等に基づき「社会保障関係総費用」を算出していたが、そこでは以下のような制度を社会保障としており、その中で「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」という分類が行われていた。

区分			制度内容		
		公的扶助	生活保護		
	狭義の 社会保障	社会福祉	障害者、老人、児童、母子に対する 福祉等		
		社会保険	健康保険、年金保険、介護保険、雇用保険、共済組合等		
		公衆衛生及び 医療	結核、精神、感染症対策、保健所、 上下水道施設等		
		老人保健	老人医療等		
 広義の		恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等		
社会保障		戦争犠牲者援 護	戦没者遺族年金、原爆医療等		
社会保障 関連制度		住宅等	第一種、第二種公営住宅建設等		
		雇用(失業)対策	失業対策事業等		

参考: 平成10年版 社会保障統計年報(総理府)

平成9年社会保障関係総費用

第19表 平成9年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

区分		実		支
77	医療給付費	その他給付費	施設整備費	施設運営費
I 公	932,510 932,510 51,137 13,927 ————————————————————————————————————	668,090 668,090 1,441,517 74,438 1,134 463,555 122,720 204,285 312,216 149,366 19,299 6,857 36,992 1,077 2,382 47,194 38,248,697	2 . 320 2 . 320 482 . 434 21 . 554 32 . 475 314 . 050 55 . 257 6 . 419 ————————————————————————————————————	83.878 3,810 4,047 250 15,444 38,083 3 3
1V 34 335 57 2 2 2 2 2 3 2 46 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	136, 259 12, 819 52, 533 329	60.429 829 192 2.398 509 50,802 2.824 2.875 13.990 40.432.724 1.609.695 75,138 116.122 1.405,830 12.595 308,124 191,901 14.709 539 42.350,533 42.350,533 42.794 7,927 7,060 867 7,927	3,711,082 31 9,067 466 20,975 550,827 534,064 2,273,421 244,253 77,978 23,697 20,979 2,717 4,573,969 0 	635,986

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。(「III社

(単位 百万円)

47,668 — 1,650,588 1,237,175 413,413 — 1,650,62 2,059,381 18,052 275 270,966 141,021 1.838,078 156,492 4,177,200 351,619 — 389,276 195,050 194,226 — 389,276 751,011 15,188 1,544,054 767,053 777,000 — 1,544,054 725,571 2,326 943,822 469,552 474,269 — 943,8 17,049 — 276,298 207,520 68,779 — 276,2 1,552 — 313,768 243,590 70,178 — 313,7 5,222 21 154,929 27,897 11,705 156,492 196,60 — 23,172 4,791 2,631 — 7,22 4,791 2,631 — 7,23 49,810 10 158,864 13,786 12,12 1,170 — 2,87 49,810 1,663 27,708,889 4,599	žti			実		X A	
47,668 — 1,650,588 1,237,175 413,413 — 1,650,588 2,059,361 18,052 275 270,966 141,021 129,945 156,492 4,177,279 2,188,193 1,838,078 156,492 4,177,200 270,936 270,936 141,021 129,945 156,492 4,177,170 270,936 389,276 141,021 129,945 156,492 4,177,170 270,936 389,276 141,021 194,226 — 389,276 270,933 389,276 141,021 277,000 — 1,544,054 767,053 777,000 — 943,822 469,552 474,269 — 943,822 469,552 474,269 — 943,822 1,544,054 767,052,06 68,779 — 276,298 207,520 683,779 — 276,298 27,897 11,702 — 313,768 243,590 70,178 156,492 196,60 — 223,172 4,791 2,631 — 7,222 4,791 2,631 — 7,222 4,791 2,631 —	事 務 費	その他	合 計·	国庫負担	地方負担	その他	合 計
55,470 231 4,589,468 2,582,931 1,948,643 67,788 4,599,468 1,1063 3,546 — 14,743 11,197 3,546 — 14,743 11,197 3,546 — 76,26 — 76,204 41,583 34,621 — 76,27 — 76,204 41,583 34,621 — 76,27 — 76,204 41,583 34,621 — 76,204 41,583 34,621 — 76,204 41,583 34,621 — 76,204 41,743 11,197 51,588 2,071 — 3,338 1,268 2,071 — 33,424 33,441 — 550,901 218,491 332,410 — 550,901 218,491 332,410 — 550,902 — 534,241 — 560,502 — 534,241 — 560,502 — 534,241 — 2,273,421 1,197,571 1,075,850 — 2,273,421 1,197,571 1,075,850 — 2,273,241 — 2,44,253 23	47, 668 2,059,361 156,962 351,619 751,011 725,571 17,049 1,552 5,222 0 565 — 49,810	275 15,188 2,326 21 	1,650,588 4,136,379 270,966 389,276 1,544,054 943,822 276,298 313,768 154,929 23,172 7,422 37,758 13,667 2,382 158,864	1,237,175 2,183,093 141,021 195,050 767,053 469,552 207,520 243,590 27,897 8,370 4,791 19,209 13,786 1,212 84,043	413, 413 1.838.078 129, 945 194, 226 777,000 474, 269 68, 779 70, 178 11, 705 14, 803 2, 631 18, 550 1,170 74, 821	156,492	1,650,588 1,650,588 4,177,663 270,966 389,276 1,544,054 943,822 276,298 313,768 196,094 23,172 7,422 37,758 13,786 2,382 158,864 75,703,284
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1,063 3,943 3,943 1,555 474 9,972 74 214 8,040 31,535 57,579 30,877 26,701 3,244,728 5,075 254 4,811 9,695 314 2,570 2,288 3,256,669 585 0	231 	4,599,468 14,743 76,204 676 3,338 31,457 550,001 534,278 2,273,421 90,263 244,253 584,947 194,988 9,913,982 9,776,943 137,039 75,635,106 1,614,703 116,122 1,410,641 1,2,604 353,024 193,596 1,518 155,076 2,833 77,602,888 1,084,852 975,700 109,063 90 50,002 47,144 1,818	11, 197 41, 583 676 1, 268 15, 869 218, 491 173, 775 1, 197, 571 21, 939 233, 633 581, 746 85, 185 2, 176, 277 2, 129, 356 46, 921 18, 271, 1044 1, 488, 638 75, 393 1, 410, 641 12, 604 351, 283 193, 596 1, 518 153, 316 2, 833 20, 120, 946 519, 313 452, 392 66, 892 28, 28, 535 0 25, 743 1, 752 1, 040	3,546 34,621 0 2,071 15,588 332,410 360,502 1,075,850 1,545 10,621 3,201 108,688 1,149,927 1,059,809 90,118 8,091,012 116,122 116,122 1760 1,760 8,208,894 585,539 523,307 042,170 62 21,466 0	66,780 1,009 6,687,545 6,687,545 63,601,623 0 0 	4,589,362 14,743 76,204 6,76 3,338 31,457 550,901 534,278 2,273,421 90,263 244,253 584,947 194,882 10,013,748 9,876,709 137,039 89,985,679 1,614,760 75,393 116,122 1,410,641 12,604 193,596 1,518 1,620 1,040 1,134 1,621 1,040 1,134 1,653

会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の()内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。)

2. 日本の「社会保障給付費」統計について

- 〇 社会保障給付費統計は、1950年度の集計開始以来、ILO(国際労働機関)の調査基準に準拠しつ、我が国の社会保障の規模や推移等を把握すること等を目的とし、60年にわたり公表されてきた。
- 社会保障給付費とは、ILOが定めた基準に基づき定められるもので、9つのリスクやニーズの結果 生じる困窮や欠乏の解消を目的とする社会保障制度によりもたらされるものであり、<u>現金及び現物の</u> 給付に限られる。

保険料の徴収や給付を行う機関の職員の給与や事務所の運営経費等の管理費や施設整備費は、 集計の対象ではあるが、社会保障給付費には含まれない。

- 社会保障給付費は、国全体の社会保障の規模をあらわす数値として、社会保障制度の評価や見直しの際の基本資料となるほか、社会保障の国際比較の基礎データとして活用されてきた。
- 〇 3部門[医療、年金、福祉その他(介護対策含む)]ごとの部門別社会保障給付費及び9機能[高齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他]ごとの機能別社会保障給付費についても集計が行われている。
- 児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も ILO基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料 の制約から基本的には含まれていない。
 - ※ 地方の財政のみによるものであるが、公立保育所の運営費は含まれている。

参考:「社会保障給付費」(国立社会保障・人口問題研究所)

(参考)ILOによる社会保障費用調査(第19次、1997年)における定義

ILOの「社会保障費用調査」においては、以下の3基準を満たす全ての制度における給付費を、「社会保障給付費」としている。

①【機能性】

制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1)高齢(2)遺族(3)障害(4)労働災害(5)保健医療(6)家族(7)失業(8)住宅(9)生活保護その他※
- ※「生活保護その他」とは、他の区分に含まれない社会的給付であり、具体的には生活保護の他に、災害救助 関係給付や原爆被爆者への給付などが含まれる。

②【給付の根拠】

制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課せられるものであること。

③【給付管理の主体】

制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ①機能性

制度の目的が、<u>次のリスクやニーズ</u>のいずれかに対する<u>給付</u>を提供するものであること。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他※
- ※「生活保護その他」とは、他の区分に含まれない社会的給付であり、具体的には生活保護の他に、災害救助関係 給付や原爆被爆者への給付などが含まれる。

1「リスクやニーズ」

リスクやニーズの種類	ILO定義
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供さ れる給付が対象
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族(世帯)を支援するために提供される給付が対象
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象
住宅	住居費の援助目的で提供される給付
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定 の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象

2「給付」

現金給付と現物給付に区分される。提供される<u>給付(=効果)が直接的に個人に帰属</u> するものでなければ当該給付は「社会保障給付費」とはいえない。

In-kind benefits are goods and services provided directly to the recipients as well as in the form of cash reimbursements. Reimbursements require recipients to show evidence of expenditure (e.g. funeral costs, home care costs).

※「給付」とそれ以外の経費の性質

社会保障の支出は、その性質に応じて、以下のように区分することができる。

1. 給付費

【現金給付】

所得補填や所得補助、一時金、手当、その他の返済金や弁償金を除く現金の支給など、現金の形で支給されるもの。労働に対する対価(賃金やそれに付随する住宅手当など)は含まれない(ただし、就労できない期間に雇用主が支払う賃金相当給付は含まれる。)。さらに、給付対象者自身が費用を負担しているもの(例えば、医療保険の自己負担分)は含まれない。

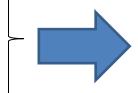
【現物給付】

<u>受給者に直接提供されるモノやサービス、又はサービスに対する費用補填</u>。費用補填については、 受給者はその出費の事実を示す事が求められる(例えば、埋葬費や在宅介護費など)。

2. 管理費

その他の管理費

人件費



これらは「給付費」には含まれない。

社会保障給付費を考慮する際には、管理費や施設整備費を給付費と分離して考えることが必要。

- 3. 施設整備費
- ※ なお、給付ではなく財源の面から考えれば、社会保障の財源としては、公費(義務、任意)、保険料(義務、任意)、 意)、積立金があると考えられる。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ②給付の根拠

ILOの基準によれば、社会保障給付は、「制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課せられるものである」必要がある。

They must have been set up by legislation which attributes specified right to, or which imposes specified obligations on, a public, semi-public or autonomous body

※ 各種給付の位置づけには、法律、その他を根拠とするもの、義務規定、努力義務規定、いわゆる「できる規定」を根拠とするもの、費用負担について義務的性質の強い負担金、それ以外の補助金 などの違いがあると考えられる。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ③給付管理の主体

ILOの基準によれば、社会保障給付は、「制度が法令によって定められた公的、 準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定めら れた責務の実行を委任された民間の機関であること」が必要である。

They should be administered by a public, semi-public or autonomous body which has been set up by legislation;

They can be a private body which has been commissioned to execute legally defined obligations.

※ 現在、日本の社会保障給付費統計に含まれている給付を管理する主体としては、国や地方公共団体のほか独立行政法人、健康保険組合、厚生年金基金等が含まれている。

(参考)ILOによる社会保障費用調査(第19次)における 社会保障の例

主要な3条件を前提として、具体的にはILOによる調査においては以下のような制度が含まれるとされている。

- Compulsory and voluntary social insurance schemes (強制加入及び任意加入の社会保険)
 - → 国民年金、厚生年金、医療保険制度、厚生年金基金など
- Special schemes for public employees (特に公務員を対象とした制度)
 - → 各種共済組合
- Employment injury schemes and employer liability in respect of employment injury
 (被用者の労災事故に関する雇用者の責務及び労災保険制度) → 労働者災害補償保険など
- Family benefit schemes (家族給付) → 子ども手当など
- Unemployment schemes (失業給付) → 雇用保険など
- Public social assistance (生活保護給付) → 生活保護制度
- Universal non-contributory schemes (ユニバーサルな非拠出型の制度)
- National health services and health services provided by "mutuelles" (国家による医療保健サービス、もしくは保険組合によって提供される医療保健サービス)
- Industrial and occupational schemes or schemes and arrangements established by agreements between employers and workers within the framework of section 4.1

(特定の職種に設けられた制度、もしくは労使間で合意された結果確立された制度。ただし主要な3条件を満たすものに限る)

Provident funds (プロビデント基金(従業員退職金準備制度))

出典: The Cost of Social Security 19th international Inquiry (ILO)

(参考) ILOによる社会保障費用調査(第19次)における 「社会保障給付でないもの」の例

一方で、ILOによる調査においては以下のような制度は調査対象として含まれないとされている。

- Individual insurance schemes (個人保険、個人年金)
- Non-statutory welfare funds of establishments or occupational organizations
 (行政または職業団体における福祉基金であるが、法的な根拠のないもの)
- Group insurance schemes (団体保険)
- Mutual benefit societies (共済•互助組合)
- Private assistance and charity (私的な援助やチャリティー)
- ※ なお各制度における管理費(Administrative Expenditure)は、ILO調査では社会保 障給付には含まれない。

出典: The Cost of Social Security 19th international Inquiry (ILO)